

聖徳大学附属小学校 いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「児童問題・いじめ防止対策委員会」の設置

【構成員】

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整・記録）、生活指導主任（指導・記録）、各学年生活指導担当（指導）、養護教諭（支援）、スクールカウンセラー（支援）

＊事案により柔軟に編成する。

イ 組織の役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割
- (オ) いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ 会議の開催

- (ア) 年1回の定例会（構成員全体）で、学校基本方針等について周知
- (イ) 月1回の月例会（生活指導部会）で各学年の情報を共有
- (ウ) 年度初めに初任者・新規採用者を対象に研修を実施。「生徒指導提要」を活用。
- (エ) 1学期末に学級経営報告会を実施し、各学級の様子を共有
- (オ) いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、緊急会議を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

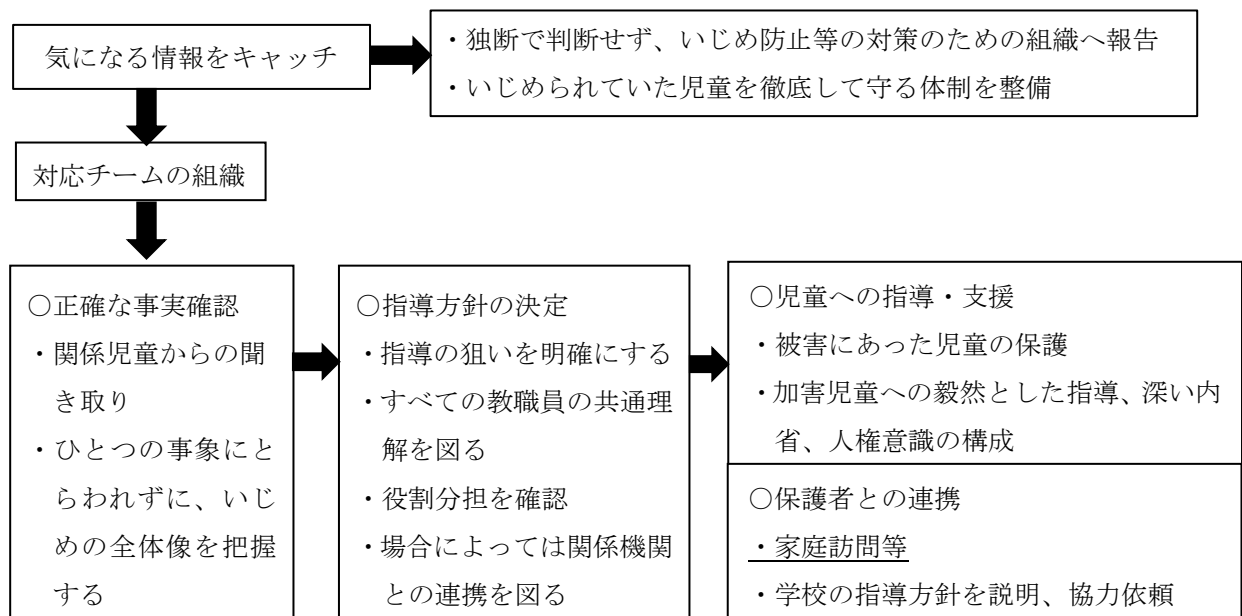
- (ア) わかる授業の実施
 - a 「できるからやる」学習の推進
 - b 教えて考えさせる授業の展開
 - c 主体的に取り組む共同的な活動の展開
 - d 授業づくりのPDCAサイクルの活用
- (イ) 道德教育の充実
 - a 法やルールの意味や遵守の理解
 - b 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
 - c 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成
 - d 共感的な態度の育成
- (ウ) 明和班活動の充実
 - a 全ての児童が落ち着ける場所づくり
 - b 「関わる喜び」が獲得できる活動の設定
 - c リーダーとなる高学年が主体的に取り組める活動の設定
- (エ) 規範意識の育成
 - a いじめ防止対策推進法の周知
 - b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
 - c 生活規律や学習規律の確立
- (オ) 明和会（児童会）活動を中心とした自発的活動
 - a あいさつ運動の実施
 - b 聖徳の子「7つの行動チェックシート」の活用
- (カ) 教師の人権意識の向上
 - a いじめの事例・理論研修、いじめアンケートの分析の実施

- b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
- c 過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解
- d 「生活指導の手引き」を活用し、共通理解を図る

イ 早期発見

- (ア) 定期的なアンケート調査
 - a 年2回のいじめアンケート実施
 - b いじめアンケートを基にした聞き取り調査・分析
- (イ) 教育相談
 - a 週に2日スクールカウンセラーによる希望者へのカウンセリングの実施
 - b 年2回の担任と保護者による個人面談（二者面談）の実施
 - c カウンセラーによる教室巡回と気になる児童への声かけ
- (ウ) 児童観察
 - a 複数の教員による観察の実施及び毎週の学年会による共通理解
 - b 中休みや昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察
- (エ) 教員間の報告・連絡・相談
 - a 毎日の終礼で気になる児童の様子やトラブル等を報告→終礼記録
 - b 週末に週番引継ぎを実施、児童の生活面の様子を報告、翌週の目標を設定→週番記録
- (オ) 相談窓口の周知
 - a カウンセラーへの相談希望受付担当者→養護教諭
 - b 相談専用ダイヤルカードの配付

ウ 早期対応



- (ア) 対応チームの発足
 - a 「児童問題・いじめ防止対策委員会」を中心に、対応チームを発足する
 - b 対応チームのメンバーは、「児童問題・いじめ防止対策委員会」以外にも、学年職員、クラブ活動顧問等、適切な対応ができるよう、柔軟に構成する

- (イ) 正確な事実確認
 - a ひとつの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する
 - b 複数名で聞き取りを行う
 - c いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることがないように配慮する
- (ウ) 指導方針の決定
 - a 指導のねらいを明確にする
 - b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する
 - c 場合によっては医療機関（警察、児童相談所等）との連携を図る
- (エ) いじめられていた児童への支援
 - a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える
 - b 本人が安心して教育を受けられる環境を整える
 - c 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す
 - d プライバシーには十分注意して対応を行っていく
 - e 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する
- (オ) いじめた児童への指導
 - a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する
 - b 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる
 - c 保護者には事実を説明する
 - d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。
- (カ) 観衆・傍観者への指導
 - a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する
 - b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す
 - c 人権意識の醸成を図る

エ 継続支援

- (ア) チームによる見守り
 - a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う
 - b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う
- (イ) 定期的な個人面談
 - a いじめ解決から断続的に個人面談を行い、状況を把握する
 - b スクールカウンセラーによる面談を実施する
- (ウ) 家庭への定期連絡
 - a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子を家庭に連絡する
 - b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える
- (エ) 進級、進学にとまなう引き継ぎ
 - a 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引き継ぎを確実に行う
 - b 小学校から中学校への進学に関しては適宜行う

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- a 学校基本方針等について年度初めの学校だよりで保護者に周知し、理解を得る。
また、日頃より情報共有しやすい関係を築く
- b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する

(イ) 保護者や地域との連携

- a 学校基本方針等をホームページに掲載して地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる
- b 保護者会等でいじめ問題について、協議する機会を設ける

カ 関係機関との連携

(ア) 学校の設置者及び千葉県総務部学事課との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する
- d 出席停止措置について協議する

(イ) 児童の居住地の児童相談所との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける
- b 生活環境に問題がある場合には、児童の居住地の児童相談所も含め協力して、生活環境の改善を図る

(ウ) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく

<関係機関一覧> ※事案によっては、各関係機関以外との連携もある

関係機関名	連絡先電話番号
千葉県総務部学事課	043-223-2172
松戸市子ども家庭相談課	047-366-3941
松戸警察署	047-369-0110
東葛少年センター	04-7162-7867

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- a 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- c 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあり、校長が重大事態と判断した場合

(2) 重大事態の対処

- a 校長が重大事態を認定する
- b 重大事態が発生した旨を、学校の設置者及び千葉県総務部学事課へ速やかに報告する
- c 千葉県総務部学事課と協議の上、当該事実に対処する組織を設置する
- d 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する
- e 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する
- f 調査結果を千葉県総務部学事課に報告する

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取り組みの点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめ防止のための組織を中心に、全教職員および保護者、地域住人、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う
- b 学校のホームページで公表する
- c 児童や保護者および関係各機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する

(2) いじめについての取り組みについて

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、教職員、保護者が評価する
- b 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る
- c 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する